

令和 5 年度

事業計画書

社会福祉法人 敬愛会

令和5年度事業計画

社会福祉法人 敬愛会

三年の長きに亘り全世界を脅威に陥れた新型コロナウイルス感染症は、ようやく収束に向けて動き出したかのように思えます。政府はコロナ感染症の位置づけを「2類」から「5類」に引き下げ、社会・経済活動を感染前の状況に戻すべく様々な行動制限の緩和を打ち出しています。感染のリスクが全く無くなった訳ではありませんが、人々が暮らしていく上でコロナとの共存は致し方のないことかもしれません。しかしながら、感染リスクの高い要介護高齢者の方々が、集団で生活、利用される高齢者介護事業所にとっては、未だ一時の油断も許されない状況が続きます。一方、国外ではロシア・ウクライナ間での紛争勃発から凡そ1年が経過しましたが、未だ終戦へのメドは全くたっていません。紛争により石油、天然ガスなどのエネルギーや小麦などの穀物類の供給体制が不安定となる中で、電気、ガス、食材料などの急騰は事業経営に大きな負担となっています。居宅サービスを中心に、コロナ感染拡大に伴う利用者実績の落ち込みに加えて、諸経費の高騰・増加により収益を確保することが厳しい状況の中で、事業を継続していくために必要な収益の確保に向けて取組まなければなりません。

前年度のオミクロン株による第8波のコロナ感染は、それまでの波を遙かに上回る感染力で、当圏域でも多くの感染者が発生しました。当事業所でも入居者・利用者、職員から感染症が発生して対応に追われた一年でした。感染症の拡大は、入居者（利用者）の暮らしや家族との繋がりに大きな影響を与えました。面会が制限され、入居者とご家族が直接会話することも出来ず、外出や諸活動、様々な行事も中止となり、人生最期の貴重な時間が失われていきました。設開設以来、ご家族と施設を繋いできた「きりしまの園家族会」活動も全く出来ない状況となり、ご家族と職員との関係性が失われ、互いの顔が見えない状況にあります。家族会活動は入居者の暮らしを支える重要な役割をもっています。再構築に向けて取り組まなければなりません。感染のリスクは完全に無くなった訳ではありませんが、全ての時間を封じ込めるのではなく、予防策を講じながら、家族との繋がりや日常の過ごし方など新たな工夫が必要です。

また、感染予防策のための研修会や諸会議、委員会活動にも大きな影響を及ぼしました。中でも、職員研修は中止またはWEBでの開催に変更となり、講師から直接指導・助言を受ける貴重な機会が失われました。また、施設内でも事業所間での職員交流が制限されたことで、職場内研修や諸会議が計画通りに実施できず、職員のモチベーションやスキルの低下に繋がっています。科学的介護の本格的運用まで残り1年となり、データの収集方法や情報提供体制等のシステムの構築に向けて計画的に取り組まなければなりません。

人材確保も喫緊の課題です。介護・看護職員はもとより、介護支援専門員や調理職員など他の専門職でも職員採用が厳しくなっています。令和5年4月より定年齢について63歳までに引き上げを行います。しかしながら、介護福祉士養成校への進学状況や他業種を含む求人状況からみても、根本的な解決にはなりません。外国人労働者や短時間労働者（パート）、障害者、若年高齢者等の雇用に本格的に取組むと共に、ICTや機器の導入等による効率化、省力化に向けた更なる取組みが求められます。

令和5年度事業計画重点項目

1. 基本理念・ケア方針に基づく尊厳あるケアの実践

基本理念の根幹である『人間尊重』の考え方のもと、ご利用者お一人おひとりの意思及び人格が尊重され、その人らしく、豊かな日常生活を営むことができるよう支援する。

1) 基本理念・ケア方針についての理解

新旧交代が進む中、加えてコロナ禍により研修が計画通りに実施出来なかつたことで、学習の機会が得られず社会福祉法人としての役割と責任についての理解が希薄になってきている。開設当初の職員が皆無となる中で、改めて本法人の基本理念について正しく理解し、当法人事業所のみならず地域の高齢者福祉の充実に向けて取り組む。

○理念塾の開催（5月～10月：6回）

- ・ 法人設立から現在に至る経緯についての理解
- ・ 基本理念の趣旨、目的についての理解
- ・ 設置者の高齢者福祉に対する思い
- ・ 福祉施設に勤務する者的心構え

○理念カード・ネームカードの携帯

- ・ 基本理念、ケア方針について正しく理解し、全ての職員が述べることができるように努める。
- ・ 自らの行動に責任をもつために常にネームカードを携帯し業務に就く。

2) 尊厳ある介護の実践

利用者が常に尊ばれ、心豊かに暮らしていただくためのケアの向上に取り組む

①人権に配慮した処遇の実践

○入居者、ご利用者への尊厳ある対応と援助（呼名、言葉づかい、介助内容）

【サービス向上委員会】

○“10秒間の愛”の実践

”10秒間の愛”とは、ご利用者お一人おひとりがかけがえのない尊い存在であるということを常に念頭におき、お世話をさせて頂くこと。という創設者の教えに従い忠実に業務に従事する。

○虐待0に向けた職員教育の徹底

福祉事業に従事する者として、いかなる理由、いかなる状況下においても”やってはならない”、“あってはならない”という大前提のもと、全ての職員が利用者の人権を守り、常に尊厳の念をもって業務に従事することを目的とした職員教育に取り組む。

・全体職員研修会 【研修運営委員会】

・アンケート調査の実施（7月、12月） 【サービス向上委員会】

・ 虐待の未然防止という視点から原点に立ち返りアンケート内容について見直しを行う。

・ 虐待の実態について、毎月の事業所・部署別会議、ユニット会議において振り返りを行う。

②苦情・相談体制の充実

【サービス向上委員会】

コロナ禍において、ご利用者と家族を繋ぐ唯一の手段である面会や自宅への外出・外泊の機会が閉ざされ、家族への思いが不安となり、心身両面に亘って不調を訴える入居者も見られる。また、家族会の活動も全く出来なくなる中で、以前のように家族と職員とのコミュニケーションがとれなくなったことで、十分な意思疎通が図られず苦情に結びつくケースが目立っている。コロナ禍においても利用者とご家族、職員が一体になって取り組み、以前のように良好な関係性が保てるよう工夫、検討を行う。

○苦情・相談への適切な対応

- ・ 苦情・相談については、苦情の内容、申し出人の希望、改善に向けての対応等について記録し、速やかに苦情解決責任者に提出する。
- ・ 苦情・相談に対しては、その都度経営委員、サービス向上委員による対策会議を開催し、改善策について検討する。
- ・ 苦情相談の内容及び経過について運営会議に報告する。
- ・ 苦情相談に関する記録は各事業所閲覧簿にて開示する。

○ 感染予防対策を行った上での行事、家族知人との面会、家族会活動の実施に取組み相互の関係性の改善に努める。

○第三者委員会への報告

- ・ 苦情・相談に関する内容については、第三者委員への申し立ての有無に関わらず毎月書面にて報告する。
- ・ 第三者委員、苦情相談委員との意見交換会の実施（10月）

3) 接遇マナーの向上

①礼節をわきまえた来客者への対応

- 立ち止まっての挨拶
- もてなしの心を込めた応対
- 丁寧な言葉使い

②職員間相互の指導と助言（その場で注意、その場で指導）

③ 接遇の状況について、毎月の事業所・部署別会議、ユニット会議等において振り返りを行う。

④接遇に関する研修の実施

【研修運営委員会】

○施設内研修（OJT）の実施

未受講者及び教育が必要な職員を対象に、実技指導者を選任し、年間をとおして定期的に実施する。

- ・ 実技指導者（職員）による実技指導
- ・ 管理職による個別評価の実施

○民間企業での接遇体験研修

2. 『その人らしい暮らし』の実現に向けたケアの提供に努める。

介護を必要とする高齢者が地域や家族との繋がりを維持しながら、その人らしく自律した日常生活を営むことができるようケアに取り組む。

1) 施設介護部門

感染予防のために、日々の諸活動や行事を中止・変更せざるを得ない状況が続き、施設の中から笑い声や笑顔が消えてきたように思える。また、長期間に亘る面会制限は、入居者とご家族との繋がりの時を奪い、失意にも似た声が聞こえてくる。未だ終息の時期が見えない中で、十分な感染対策を講じながらも、入居者の方々が楽しく心豊かに過ごしていただるために、どのようにすれば良いかを考え取り組む必要がある。

① 豊かで自律した生活への支援

○ 「自分の役割」「生きる目標」が実感できる暮らしに向けた支援

外部講師やボランティアの協力をいただき、豊かで生き甲斐のある日常生活の実現に向けた支援を行う。 【生活相談員、機能訓練部門】

- ・趣味や特技を活かしたサークル活動、カルチャークラブへの参加を促す

※具体的活動内容（プログラム）、計画の立案、実施（週間、月間計画樹立）

※施設内外からのボランティア協力者（個人）の募集（手芸、絵画、習字、カラオケ）

- ・『新聞を読む、話題にする』

- ・機能訓練指導員によるグループリハビリ、レクレーション活動の強化

- ・外出機会の確保

感染リスクの低い時間、場所を念頭において外出機会の確保（ドライブ、自宅訪問、外食）

※個別月間計画の立案・実施

- ・グループ、個人で楽しめるリハビリ、レクレーション器具の購入

○園庭等を活かした戸外活動への取り組み

外出が制限される中で、テラスや園庭、施設周辺での活動を取り入れることで季節感を味わい、社会性の維持に繋がるよう支援する。

- ・散歩、花見

- ・野外食事会

- ・グランドゴルフ参加、見学をおしてのデイサービス利用者との交流

○自律心の維持、拡大に向けた支援

- ・”とくし丸”や売店の活用

- ・役割の創出（簡単調理、片付け、洗濯物たたみ、暦の日めくり）

○余暇活動への取り組み

余暇時間の過ごし方について入居者の意向を確認し、當時必要な器具や材料を備えておく。また、日々の活動をおして作成した作品を展示し、作ることへの喜びを思いだしていただく。 【各ユニット・グループ】

- ・作業リハビリを兼ねて特技、趣味を生かした手芸、塗り絵、工作等への挑戦

- ・野尻地区文化祭への参加

- ・文化祭作品の玄関スペース展示

- ・作業に必要な器具や材料をリビング、居室内に備えておく。（塗り絵や手芸道具、囲碁や将棋盤など）

○三大行事についての対応

・花まつり（4月）～園庭にてご利用者、職員のみで実施 【企画委員会】

・夏まつり（7月）～夕涼み会としてご利用者、ご家族、職員で実施

【企画委員会】

・敬老会（9月）～内容を変更し、屋外で実施

【企画委員会】

②家族とのつながりを大切にした支援

感染予防のために、家族や友人との面会や行事等への参加が制限される中で、様々な工夫や取り組みを行うことで、家族や地域の方々との繋がりを大切にした支援に取り組む。

・感染状況に応じた面会者への対応（感染予防策を講じた上での対面での面会、窓越し面会等）

・タブレット端末を活用したオンラインでの交流

・「施設設だより」（特養）の発行、送付 【広報委員会】

・生活のお知らせ、スナップ写真の送付

(1)ユニット型特別養護老人ホームきりしまの園

ケアプラン及び「24時間暮らしの支援シート」（以下、「24シート」に省略）に基づき、ご利用者個々の生活リズム、意向や好みに沿って支援することにより、その人らしい暮らしの実現に取り組む。

①お一人おひとりが思い思いの場所で、楽しく過ごせるような環境づくりに取り組む

○その人らしい居室づくり（家具、置物、写真） 【ユニット】

○廊下、セミパブリック等のスペースの活用『憩いの場』づくり

○ユニット内での簡単調理への取り組み～匂いを楽しむ 【給食委員会】

・調理職員のユニットへの出張調理（年間計画）

・ユニット、グループホームで出来る簡単調理（焼き魚、卵料理、漬け物）

○本人の好みや意向に沿って飲物や食べ物を楽しむことができる環境づくり

【ユニット・従来型・グループホーム】

・毎食時、漬け物、佃煮、ふりかけ等を食卓にセットする。

※従来型施設、グループホームでの実践

・毎食時、入居者が自分で自由に飲める小型の急須、ポットを食卓にセットする。

※従来型施設、グループホームでの実践

・入居者や家族が自由に利用できるようカフェコーナーを設置し、飲料やポット、茶器等を準備する。

○ユニットケアの充実を図る

ユニットリーダー実地施設としての役割を果たすべく、より質の高い個別ケアの実践を目指してケアに取り組む。

・24シートの充実

・24シートに基づく記録の充実

・記録に基づく課題の抽出、評価、見直しへの取り組み

(2)従来型特別養護老人ホームきりしまの園

従来型施設においてもニットケアの手法を取り入れ、ご利用者個々の生活リズム、意向や好みを把握し、その人らしい暮らしを実現できるような取り組む。

○本人の好みや意向に沿って飲物や食べ物を楽しむことができる環境づくりに取り組む

- ・毎食時、漬け物、佃煮、ふりかけ等を食卓にセットする。
- ・毎食時、入居者が自分で自由に飲める小型の急須、ポットを食卓に置く
- ・入居者や家族が自由に利用できるようコーナーを設置し、飲料やポット、茶器等を準備する。

○ユニットケアについて理解する

・ユニットケア連続講座への参加

- ・ユニット型施設における居室、リビングルーム等の暮らしの場としての設営について学習する。

○24シートに基づくケアの実践と記録に取り組む

- ・24シートの作成
- ・24シートに基づく記録

(3) グループホームむつみ

グループホームにおいてもニットケアの手法を取り入れ、ご利用者個々の生活リズムや意向や好みを把握し、24シートに基づきサービスを提供することでケアの統一を図り、認知症高齢者特有の症状の改善することで精神面での安定を図る。

○本人の好みや意向に沿って飲物や食べ物を楽しむことができる環境づくりに取り組む

- ・毎食時、漬け物、佃煮、ふりかけ等を食卓にセットする。
- ・毎食時、入居者が自分で自由に飲める小型の急須、ポットを食卓に置く
- ・入居者や家族が自由に利用できるようコーナーを設置し、飲料やポット、茶器等を準備する。

○ユニットケアについて理解する

・ユニットケア連続講座への参加

- ・ユニット型施設における居室、リビングルーム等の暮らしの場としての設営について学習する。

○24シートに基づくケアの実践と記録に取り組む

- ・ユニットリーダー会議への参画

2) 居宅介護部門

(1) きりしまの園居宅介護支援事業所

居宅介護サービス計画に基づき、住み慣れた地域や居宅において、要支援者お一人お一人の人権が維持され、地域の一員として尊ばれ自律した日常生活が継続できるよう支援する。

- ① ご利用者の心身状況、生活の実態、介護支援状況に即した『居宅介護サービス計画』の作成
- ② 要支援者を抱える家族の負担の軽減を図るための相談・助言、支援に努める
- ③ 感染症の拡大により、必要なサービスを受けられないケースに対しては、自宅訪問や電話連絡を密に行い不安の解消に取り組む。また、医療的ケアが必要な場合は、医療機関への情報提供を行うことで必要な医療的措置が受けられるよう支援する。
- ④ 遠方に在住する家族に対しては、往来が自由にできないことでの不安や心配に

答えられるよう情報の提供に取り組む。

- ・テレビ電話やラインの活用

(2)のじり地域包括支援センター

高齢者が住みなれた居宅、地域において、社会的関係を築きながら自律した日常生活を営むことができるよう総合相談窓口としての機能を強化し、関係機関との連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けて計画的に取り組む。

- ① ”認知症高齢者にやさしい地域づくり”に向けた医療・介護両面からの支援体制づくりに取り組む
- ② 高齢者の社会参加、自律した社会生活を継続していくための支援体制の構築
 - ・生活支援コーディネーターとの連携
 - ・民生員協議会、まちづくり協働体等関係団体との連携
 - ・ボランティア等の社会資源の参画促進
 - ・在宅医療と介護サービスの一体的提供
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、必要なサービスを受けられないケースに対しては、自宅訪問や電話連絡を密に行い不安の解消に取り組む。また、医療的ケアが必要な場合は、医療機関への情報提供を行うことで必要な医療的措置が受けられるよう支援する。

④在宅介護支援センター業務の充実

専任のソーシャルワーカー、介護支援専門員が協同して在宅高齢者の実態把握、医療・保健・介護に関する相談業務に取り組み、地域における総合相談窓口としての機能強化に取り組む。

(3)きりしまの園ヘルパーセンター

- ①訪問介護計画に基づき入浴、排泄、食事介護、調理、清掃、洗濯等の生活支援サービスを提供することにより、介護・支援を必要とする高齢者が、住みなれた居宅において自律した生活を営むことができるよう支援する。

②新型コロナ感染症対応手順の策定に取り組む

前年度のコロナ感染症の発症を活かして、訪問介護事業に特化したガイドライン、対応手順の策定に取り組む

(4)きりしまの園デイサービスセンター

- ①通所介護計画に基づき入浴、食事、機能訓練等のサービスを提供することにより心身機能並びに社会性の維持を図り、住みなれた居宅において可能な限り自律した日常生活を継続できるよう支援する。

○居宅での生活を維持、継続していく上で必要な支援内容の調査

○調査結果に基づくインフォーマルサービスの検討

○アクティビティープログラムの充実

○カラオケやミニシアターなどの娯楽設備の活用

○野菜販売等の生産活動をとおしての生きがいづくりへの取り組み

②新型コロナ感染症対応手順の策定に取り組む

前年度のコロナ感染症の発症を活かして、通所介護事業に特化したガイドライン、対応手順の策定に取り組む。

3. 経営基盤の確保

感染拡大を防止するための諸活動や行事の中止、家族との面会制限など様々な制限を受ける中で、利用者にとっては心身両面において不調を来す状況が顕著に表れている。特養においては、コロナ発症前に比べて入院患者数が増加し稼働率が2%前後低くなっている。居宅サービス部門では、ここ3年間の中でコロナによる影響が最も大きく、特に短期入所事業では稼働率が20%低下するなど厳しい状況にある。感染予防対策を強化するとともに、利用実績の回復に向けて医療機関地域連携室、居宅支援事業所への訪問活動や入居申込者への情報発信に積極的に取り組まなければならない。また、科学的介護の本格的な運用まで残り1年となり、制度導入に向けた業務体制の構築に取り組まなければならない。

1) 新規利用者の確保に向けた取り組み

【経営会議】

① 特別養護老人ホーム

- 退去に伴う空床状態を減らすために、常に入所希望登録者の現状把握に努める。
- 定期的に地域連携室、居宅支援事業所、地域包括支援センターを訪問し、利用対象者に関する情報の収集に取り組む。
- 入居登録者に対し定期的な情報提供に取り組む（ダイレクトメール）
- 看取りケアの充実
- ユニットケアによる個別ケアの充実

② 短期入所生活介護事業

- 定期的に地域連携室、居宅支援事業所、地域包括支援センターを訪問し、利用対象者に関する情報の収集に取り組む。
- ホームページを活用し利用状況を開示する。
- 特養入所希望登録者に向けた定期的な情報提供を行う（ダイレクトメール）

③ 通所介護事業

- 定期的に地域連携室、居宅支援事業所、地域包括支援センターを訪問し、利用対象者に関する情報の収集に取り組む。
- ホームページを活用し利用状況を開示する。
- 特養入所希望登録者に向けた定期的な情報提供（ダイレクトメール）
- 介護給付サービス利用者の拡大

④ 訪問介護事業

- 定期的に地域連携室、居宅支援事業所、地域包括支援センターを訪問し、利用対象者に関する情報の収集に取り組む。
- 派遣要請に対応するためにヘルパーの確保・養成に取り組む
- 特養入所希望登録者に向けた定期的な情報提供（ダイレクトメール）

⑤ 居宅介護支援事業

- 居宅支援事業所・医療機関地域連携室への定期訪問の実施

2) 介護報酬改定への対応（介護老人福祉施設、通所介護事業）

- 新介護報酬体系に即したケア体制の構築

- ・自立支援・重度化防止を目標とするリハビリテーション、機能訓練、口腔、栄養の一体的な取組に向けた体制づくりに取り組む

4. 機能性の確立

1) 科学的介護に関する理解と運用に向けた取り組み 【科学的介護検討部会】

”科学的介護”とは、介護サービスの内容と利用者のA D L、口腔・栄養、認知症状等に関するデータを収集し、データバンク（LIFE）への情報提供を行い、専門家による分析・指導の下で、PDCLサイクルを活用したケアの見直し、改善を行うことを目的とするもので、それにより要介護者の自立促進、重度化の防止を図り、結果として給付費の抑制を図ろうとするものである。来年度からの本格的運用に向けて、科学的介護についての職員の理解とデータの収集方法や情報提供の体制づくりや分析結果に基づくケアの見直し等新たなシステムの構築に向けて計画的に取り組む。

- ①データ収集に向けた体制づくり
- ②データ管理、情報提供に向けた体制づくり
- ③分析結果に基づくケアの見直し等に関する体制作り
- ④”科学的介護”に関する研修会の実施

2) I C T、介護ロボットの有効活用

ここ数年をかけて県、市の補助金を活用し介護ロボットやI C Tの導入に取り組んできた。科学的介護を中心とした新たな報酬体系への移行を次年度に控え、データに基づく新たなケアへの取り組みやI C Tの有効活用による業務体制の見直し等に積極的に取り組む。一方、規制改革会議ではICT機器や介護ロボット導入することで、介護施設の人員配置基準についての見直しも検討されており、施策の転換を見きわめながら、補助金制度を活用した更なる機器の導入に取り組んでいく。

- ①「眠りスキャン」の有効活用
 - 夜間帯における巡回・状態観察についての基準化～事故防止
 - 入居者の体調変化の状態把握、早急対応～救急救命措置
 - 夜間・深夜帯における様子観察の省力化
 - 夜勤帯における業務内容の見直し
 - データに基づく新たな排泄ケアへの取り組み
 - インカム導入による夜勤職員間の情報共有、業務連携
- ②記録システムの有効活用
 - 24シートと連動したケア記録入力
 - タブレットを活用し”その時、その場”での入力に取り組む
 - お一人お一人の毎日の暮らしにかかるような記録に取り組む
 - ・タブレットやボイス入力を活用し僅かな変化や表情を記録する
 - 24シートに基づくケアの実施状況や入居者の状態変化に関する記録がプランの評価、見直しに資するように記録の精度を高める。
 - Wi-Fi環境を活用し、バイタル測定結果の記録システムへの伝送を促進する。
- ③リフトの有効活用（ノーリフティングケアへの取り組み）
 - 入浴用リフトを活用し、安心・安全且つ入居者、介護者に負担のかからない入浴に取り組む
 - 移乗介助時におけるリフトの有効活用
 - ”時間がかかる”、“直接抱えた方が楽”といった先入観を無くし、リフトが必

要な入居者をリストアップする。

○職員間での情報共有を図り、リフト対象者への完全使用に取り組む

5. 専門性の確立

コロナ禍において研修の殆どがWEBでの開催となり、映像や一方的な説明による研修に不慣れなこともあります。直接講師からの指導や助言をいただく機会が少なくなったことで、これまでの研修に比べてややモチベーションに欠ける状況が見受けられる。また、他施設、他事業所との交流の機会が無くなっていることで、情報交換や自らのケアを振り返る機会も失われたように感じる。施設内研修についても、感染拡大防止のために研修や会議を制限せざるを得ない状況が続き計画に沿った研修が実施できていない。とりわけ入社3年未満の職員は、基本的な動作訓練やスキルアップ研修の機会が無く、スキルの低下が見受けられる。

次年度は感染予防対策を講じた上で、外部研修、内部研修の機会を多く取り入れ、職員の専門性の向上に向けて積極的に取り組んでいきたい。

1) 看取りケアへの取り組み

入居者、ご家族の希望に沿って安らかな人生の最期を迎えられるよう看取りケアに積極的に取り組む。

○看取りケアについて理解する（全体職員研修会の実施） 【研修運営会議】

○看取りケア（エンゼルケア）における業務内容、役割分担、手順、準備、作法等について演習を交えた研修を行う。 【研修運営会議】

2) ユニットケアについての理解

① ユニットケア実習実地施設としての役割果たすために、全ての職員がユニットケアについて正しく理解し、業務の遂行に努める。 【ユニットリーダー会議】

○ ユニットケア研修未受講者を対象に、ユニットリーダー研修修了者を専任講師として、『ユニットリーダー研修ハンドブック』に沿って座学研修を行う。

※受講者、研修日程の設定

○ 演習形式を取り入れて24シートの作成手順について理解する。

○ ユニット型施設での実地研修（OJT形式）を行い、ユニットケアの実際について体験する（※くわのみ荘）

②ユニットケアの充実を図る

【ユニットリーダー】

○「暮らしの聞き取りシート」に基づき、入居者個々の生活リズムや意向・好みが反映される24シートの作成に取り組む。 【ユニットリーダー会議】

○ 24シートに基づき、決められた時間、決められた手順での支援を行い職員間でのケアの統一を図る。 【ユニットリーダー会議】

○ 実施したケアの内容を適切に記録し、モニタリング・評価・プランの見直しに資するような資料となるよう24シートの精度を高める

○ ユニットリーダー会議の活動の一つとして、定期的に各ユニットを巡回し、ケアに対する取り組みや設えについて相互に高め合う仕組みづくりに取り組む。

【ユニットリーダー会議】

③ユニットリーダー研修への参加

○介護、看護、介護支援専門員から各1名派遣

- ④ユニットリーダー実習実地施設との連携
 - リーダー養成研修講師の養成
 - 九州ブロックユニットケア研修会への参加

6. 組織力の強化

地域全体での労働力不足が益々加速し、介護、看護職員を中心に労働者の確保が困難になっている。本年度の学卒者はわずか1名で、中途採用者を含めても入職者数が退職者数を下回る状況が常態化しつつある。その対応策として本年4月より63歳までの定年齢の引き上げを行う。しかしながら、これは一時的な対応策に過ぎず、外国人労働者や短時間雇用（パート職員）、若年高齢者や障害者の雇用を含めた必要人材の確保に向けた取り組みが必要である。

また、新旧交代が進む中で新たな管理職、指導職を中心とした運営体制が確立されつつある。また、職員間、職種間の協力、連携の下で、コロナ禍での苦難を乗り越え、前年度と同じ陣容で新年度に望むことが出来ることは評価に値できるものと考える。

1) 運営組織の見直し

①専門性の確保と職種間の連携

それぞれの職種が職務を遂行するために必要な時間を確保した上で、職種間相互の理解と連携を図りユニットケアの推進に向けて取り組む。（介護老人福祉施設）
○生活指導部門

諸活動の自粛や家族との面会が制限される中で、入居者、利用者的心情は計り知れないものがある。中でもご家族との繋がりが断ち切られた中で、入居者、利用者と家族の間をどのように修復していくかが課題である。感染対策を十分に講じた上でコロナ禍においても出来ることを見いだし、他職種と連携を図りながら支援に取り組む。

- ・入居者に対する暮らしの支援（相談・助言・話し相手）
- ・機能訓練部門との連携による余暇活動の活性化
- ・コロナ禍での入居者と家族との繋がりに視点をおいた支援（自宅訪問、家族同伴による外出、外食）
- ・小グループでの外出、外食
- ・ライン、テレビ電話を活用した家族との関わり
- ・家族会活動の再開

○介護部門

昨年8月より、ユニットリーダー実習研修受講者の受け入れが開始された。予防対策を講じながらの研修体制が構築されたことから、4月より本格的な受け入れが開始される。研修生を受け入れることで適度の緊張感が生まれ、新たな目標をもって業務に従事する姿がみられる。当施設の目標である個別ケアの充実に向けた貴重な機会として捉え、ユニットケアの更なる充実に向けて取り組む。

- ・ 介護課長の下に従来型施設介護係長、ユニット型施設介護係長を配置し、介護業務に関する指導・助言体制を一元化することによりケアの平準化、質の向上に取り組む
- ・ ユニットリーダーを中心に職員間の連携を図り、メンバー総意の下でケアの

充実、課題の改善に取り組む。(事故防止、接遇の向上)

- ・”眠りスキャン”や新記録システム等のＩＣＴを活用し科学的介護の導入に向けた有効活用に取り組む

○看護部門

面会制限や諸活動の制限などにより、不快な緊張や不安、不満により体調に変調を来す入居者が増加している。医療機関との連携を図り適切な処置が受けられるよう看護体制の強化を図る。

- ・ 看護業務総括者（介護課長補佐）を中心に医療機関との連絡体制を強化し、入居者の状況、常態に係る情報を迅速に報告し、医師の指示に基づき適切な治療が行われるよう取り組む
- ・ 看護業務総括者（介護課長補佐）の下に従来型施設、ユニット型施設に責任者（看護主任）を配置し、指示・命令系統の充実を図り、確実に業務が遂行される体制づくりに取り組む
- ・ 24時間をとおして看護職員、喀痰吸引等医療研修修了者を配置し、医師の指示の下急変者や重度者にも対応できる体制を堅持する。
- ・ ご家族に対して情報提供を適格に行い、ご利用者の状況・状態について把握して頂くとともに、必要な処置、治療が提供できるよう理解を求める。

○機能訓練部門

- ・ A D L の維持・拡大、栄養管理、口腔ケアの一体的支援に向けた他職種との連携強化に取り組む
- ・ 歯科医師による口腔ケア指導の強化に取り組む
- ・ L I F E の活用にむけたエビデンスにもとづく情報提供への取組

○栄養管理部門

- ・ A D L の維持・拡大、栄養管理、口腔ケアの一体的支援に向けた他職種との連携強化
- ・ L I F E の活用にむけたエビデンスにもとづく情報提供への取組
- ・ 新たな栄養管理業務に対応するための専従時間の確保
- ・ 計画的な調理職員の確保に取組む（調理系学卒者の採用）
- ・ 将来に亘る人材不足を念頭に置き、調理機器の導入や調理済食材料、チルド食品の活用を進め業務の効率化に取り組む。
- ・ 原材料が高騰する中で、業者間の情報を的確に捉え経費の節減に取組む。

②管理職・リーダーの育成

○「面談シート（管理者用）」の作成

【研修運営委員会】

○「面談シート」に基づく管理職・指導職への面談・指導

【研修運営委員会】

○専任講師を招聘し管理職、指導職を対象とした連続講座の実施

【研修運営委員会】

③部署長、リーダーによる指導・助言

【ユニットリーダー、部署長】

法人の理念や事業方針についての理解、チームの目標、活動方針について共通

理解を深めるとともに、定期的に個別面談を行い、業務に関する自己目標の設定、目標達成に向けた指導・助言を行う。

配下の職員が抱える業務上の課題や悩みに対して適切なアドバイスを行い、業務に専念できる環境を構築し、自己啓発、自己能力が發揮できるよう支援する。

○個別指導・助言による指導体制の確立

- ・「はぴねすシート」に基づく個別面談の実施

○新入職員に対する定期的面談の実施（月1回を基本）

○チームワークの充実

- ・チーム内のコミュニケーション機能を高め、チームケアの推進に取り組む
(職員指導費の有効活用)

2) 職種間の連携強化

ユニットケアを進める上で職種間の連携は必須であり、それぞれの職務を確實に遂行した上で、全ての職種が連携して取り組む協働体制の構築に取り組む。

○各職種の業務遂行に必要な時間の把握と業務時間帯の調整

○専従業務を行った上で支援員として従事できる時間の確保（介護・看護の連携）

○処遇職員の配置状況の確認

総括担当者は、各ユニットの業務遂行状況と職員の配置状況について把握し、ユニット、施設、他職種らの支援体制について調整を行う。

3) 諸会議・委員会活動の活性化

【経営会議】

事業運営に係る計画や運営上の諸課題について、職種、階層を超えて検討、立案する機会を設けることにより、若手職員の意識の高揚、協働体制（チームワーク）の推進を図り組織体制、組織力の強化を図る。

（別紙「令和5年度会議・委員会実施要領」参照）

4) 人材確保

介護人材の確保が益々厳しさを増す中で、業務を行う上で必要な労働力の確保に向けた検討、取組を行うとともに、ＩＣＴ、介護ロボット等の計画的な導入を進めることにより業務の省力化、効率化を図る。

①人材確保に向けた取組

○短時間労働者（パート職員）の雇用

○障害者、若年高齢者の雇用

○新卒者確保に向けた取組

- ・高校、養成校を訪問し、新規採用に向けた説明、勧誘を行う（5月）

- ・新卒者就職説明会でのPR活動

- ・求人情報についてのホームページへの掲載

【広報委員会】

○外国人労働者の受入についての検討

【経営会議】

- ・既に外国人労働者を受け入れている施設からの情報収集に努める

- ・受入のための手順や必要経費についての調査

- ・国内の斡旋企業、監理会社との協議

- ・現地調査

○ホームヘルパーの養成（介護職員初任者研修受講促進）※継続

② 6・3歳定年制の採用

必要な人材を確保するために定年齢引き上げを実施する。改定にあたっては、職員が不利益を被らないよう規程等の見直しを行う。

- ・既退職者（令和3年3月31日退職者）への適用
- ・賃金体系の見直し
- ・就業規則、給与規程の見直し
- ・契約職員雇用条件の見直し

③ 『働きやすい職場』づくりに向けた取組

特養、グループホームではユニットケア導入や認知症状に合わせた個別ケアへの取組みにより、その人らしい暮らしの実現に向けたケアの充実が図られる一方、一人勤務時間帯における精神的負担、業務量と職員配置数など多くの課題を抱えている。居宅サービス事業においては、就業時間を超える勤務が常態化している状況が見られる。とりわけ、前年度においては職員本人が感染し、また、家族内感染等により自宅待機せざるをえない職員が1日あたり2名に上り、時間外での勤務や職員不足を更に助長する結果となった。フラストレーションがケアにもたらす影響は否定できないが、当施設の理念の下では決して肯定できるものではないことを自覚し、感染拡大時の最低必要人員の確保のための事業所間、職種間のフォローアップ体制に取組む必要がある。

また、職員の尊厳や人格が損なわれることがないように、ハラスメントに関する指針を定め、職員個々の能力を十分に發揮できるような職場環境を構築する。

○ハラスメント指針の策定

【経営会議】

- ・パワーハラスメント
- ・セクシャルハラスメント
- ・マタニティーハラスメント
- ・カスタマハラスメント

○就労環境改善部会

- ・就業時間実態調査に基づく適正化に向けた検討
- ・時間外勤務手当の適正支給についての検討
- ・勤務形態についての検討（特養、グループホーム）
- ・二交代勤務制についての検討
- ・シフト勤務について検討

○中途離職防止

仕事についての悩みや職場の人間関係など職員が抱える問題について、適切な指導・助言を行い、精神面での負担の軽減、中途離職の防止に取り組む。

- ・ハビネスシートの活用
- ・ストレスチェック結果に基づく改善への取組

【経営会議】

○働きやすい職場環境づくり

- ・『サンクスカード』の活用
- ・チームワーク大賞の活用

【事業所間連絡会議】

【事業所間連絡会議】

○子育て支援への取り組み

【経営会議】

子育て中の職員に対し、家庭と仕事の両立を図るために施設の一部を開放する。

- ・放課後土・日・祝日見守り～デイサービス送迎車両の活用

- ・夏休み、冬休み見守り

○職員指導費の有効活用

○職員サークル活動参加促進

④キャリアアップに向けた取組

【経営会議】

○キャリアパスシステムの構築

⑤業務省力、効率化への取り組み（介護負担の軽減）

【経営会議】

○バイタル測定、データ入力の自動化

○「眠りスキャン」によるデータの有効活用とインカム導入により情報の共有を図ることで、連携・協力の下でご利用者の動き、変化に速やかに対応出来るシステムを構築する。

【処遇会議】

5) 人材育成

介護人材不足が常態化しつつある中で、とりわけ介護福祉士養成校卒の有資格者を確保するのは困難な状況にある。当施設では、毎年1～3名程度の学卒者を採用しており、今後も介護福祉士養成研修生を積極的に受入れることで介護人材の確保に取組みたいと考えている。しかしながら、過去8年間において入社した新規学卒者のうち、現在も在職している者の割合は32%で中途離職者が68%を占めている。このことから、介護人材の安定確保を進める上で、中途離職者を出さないための人材育成への取組みが重要である。職員個々が資質・能力を高め、より質の高いケアを行うことで、自らの仕事に誇りと自信を持ち、生きがい、やりがい持てるよう、職場環境の構築と人材育成への取組まなければならない。

①階層別施設内研修の実施

○新入職員研修

前年度9月以降に入社した職員を対象にカリキュラムに基づく研修の実施

○管理職研修

外部講師を招聘し、管理者として必要な能力、考え方について学習する。

○全職員を対象にした法令及び運営基準に定められた研修の実施

②ユニットケアの更なる充実に向けた研修

○ユニットケア実施施設視察研修

○ユニットケアリーダー研修受講（特養、グループホーム）

③接遇に関する研修の実施（再掲）

○施設内研修の実施～未受講者及び所属長が指示した者

○民間企業での接遇体験研修

④プリセプターシップの活用

⑤新入職員へのリーダー職による定期的な面談の実施（1ヶ月）

⑥相談・アドバイザーの配置

年齢別、職種別

7. 危機管理体制強化

【事故防止対策委員会】

ご利用者、ご家族に安心してサービスを利用して頂くために、ヒヤリハット及び事故報告書についての検証を行い再発防止に向けた取組を行う。また、コロナウイルス感染症の拡大や豪雨災害等により多くの被害がでる中で、感染症や災害が発生しても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するための事業継続計画（BCP）の策定を行い、計画の周知と非常事態を想定した訓練に取り組む。

1) 介護事故抑制に向けた取組強化

【事故防止対策委員会】

コロナ禍において、急遽職員が休まざるを得ない状況が常態化し、少ない職員で業務を行わなければならない状況が頻回に見られた。入居者の周りに職員がいない状況は入居者を不安にし、車椅子からの急な立ち上がりやベッドからの転落など事故が多発した。職員にとっても様々な制約の中で精神的負担を抱え”うっかり事故”も見受けられた。ご利用者、ご家族に安心してサービスを利用して頂くために、事故の原因や再発防止に向けて懸命に取り組まなければならない。

①多職種連携による職員の確保

職員の欠勤等により、ユニット、グループ内で必要な職員が確保出来ないときは、当日の業務責任者に報告し、他職種に協力を依頼するなど業務を行う上で必要な職員の確保を行う。

②事故防止対策の徹底

- ヒヤリハット及び事故報告書の内容について検証を行い、事故に至る要因や再発防止について検討する。
- 決められた内容、決められた方法の周知と遵守（「事故発生防止のための指針」の配布）
- ユニット会議、部署別会議での振り返り（1ヶ月）
- 事故に関する情報の共有（ミーティングでの報告徹底）

③機器の有効活用

- 眠りスキャンによるデータの共有と職員間の連携を密に行い、突発的行動に 対処する。（インカムの導入）
- リスクの高い利用者には立ち上がりセンサーを併用する。

2) 感染予防対策の強化

- ・ コロナウイルス感染症の事例に基づき「新型コロナ感染症対応手順」「コロナ感染症ガイドライン」の見直しを行う。（各事業所ごと）
- ・ コロナ感染症ガイドラインに基づく演習、職員研修の実施（事業所ごとに必須）
※事務長、居宅介護課長、介護・看護職により講師を選任し指導を行う
- ・ ウィルスウツッシャー（次亜塩素酸噴霧消毒器）の活用
- ・ 感染予防、感染対応消耗品の安定確保
- ・ 感染症別対応マニュアルについての検討
- ・ 衛生管理チェック体制の強化

3) 大規模災害対策の強化

【防災対策委員会】

- ・ 備蓄品リストの検討
- ・ 備品リスト、配置場所の検討
- ・ 福祉避難所としての初動体制の仕組、備蓄品についての検討

4) 事業継続計画策定（B C P）【B C P 災害検討部会】

「高齢者福祉施設における事業継続計画策定のためのガイドライン」を参考に、きりしまの園の立地、場所、建物の配置状況に対応した事業継続計画（B C P）の策定を行う。入居施設以外の居宅サービス事業等についても事業区分毎に策定する。

- 集団感染発症時における事業継続計画
- 大規模災害発生時における事業継続計画
 - ・特別養護老人ホーム版
 - ・グループホーム版
 - ・短期入所（ショートステイ）事業版
 - ・介護ヘルパー事業版
 - ・居宅介護支援事業所版
 - ・地域包括支援事業所版

8. 地域貢献・社会貢献への取り組み

高齢者のみならず障がい者、子ども、生活困窮者などが抱える課題や多様な福祉ニーズに対し、関係機関、団体、住民との連携の基、社会福祉事業所としての専門性、機能性を活かした支援に取り組む。

(1) 地域包括ケアシステム構築への取り組み

マネジメント機能、コーディネート機能を活かし、行政、関係団体、ボランティア団体、地域住民との協働による地域包括ケアシステム構築に取り組む。

【地域包括支援センター、居宅支援事業所】

(2) 地域共生社会づくりへの参画

【地域貢献部会】

地域貢献・社会貢献への取り組み高齢者のみならず障害者、子ども、生活困窮者などが抱える課題や多様な福祉ニーズに対し、関係機関、団体、住民との連携の基、社会福祉事業所としての専門性、機能性を活かした支援に取り組む。

1) 地域包括ケアシステム構築への取り組みマネジメント機能、コーディネート機能を活かし、行政、関係団体、ボランティア団体、地域住民との協働による地域包括ケアシステム構築に取り組む。

【地域包括支援センター、居宅支援事業所】

2) 地域共生社会づくりへの参画

【地域貢献部会】

① 社会貢献、地域貢献活動社会福祉事業としての専門性、機能性を活かした貢献活動に積極的に取り組む

- 子ども・シルバー食堂（通常開催時）
 - ・地域ボランティア主体による多世代交流食堂の開催（第2土曜日）
 - ・地域住民協力による野菜販売・地域のアクティビティシニアの活躍の場の提供
 - ・野尻地区（東麓・紙屋・三ヶ野山・大塚原）「放課後児童クラブ」への参加呼びかけ
 - ・活動写真等の有効活用（S N S 広報）についての検討
 - ・フードロス対策への協力と寄付食材の運用についての検討
- ◎ 子ども・シルバー食堂（新型コロナ感染拡大時）・年間を通して定期開催へ向けた検討

- ・町内児童クラブへテイクアウトサービス（弁当配布）による支援の検討
- ・町内独居高齢者等へのテイクアウトサービス（弁当配布）による支援の検討
- ・開催時の感染拡大予防策の検討（必要最低人員・。感染予防策・配達方法等）
- ・地域ボランティアリーダーの育成（ボランティア主体での食堂運営）

○地域繋がる多世代交流スペース『元気De荘』有効活用

- ・地域高齢者の集いの場 「茶飲み場元気D e 荘」の開催（毎週火曜日）
- ・児童図書、絵本、玩具等の配布、おもちゃ病院等ふれあいマーケットの開催
(上半期)

- ・災害時の避難スペース、調理スペースとしての活用

○子ども見守り隊・野尻小中学校区登校時の交通見守り支援（毎週木曜日）

- ・野尻小学校区社協への参画

○軽度認知症、閉じこもり高齢者等に対する生き甲斐づくりの場としての介護ボランティア活動の推進

- ・高齢者ボランティアの役割明確化、ボランティア年間計画
- ・元気わくわく体操教室と連動した高齢者ボランティア受け入れ
- ・手芸指導や傾聴ボランティアを主体とした入居者の生活の質を高める取り組み

○施設のフリースペース、機能を有効活用した子どもの貧困対策、子育て支援

(※新規事業)

- ・フリースペース（デイサービス）を活用した居場所作りについての検討
- ・学習支援の場、団らんの場（食事等）の提供に関する検討
- ・移送や見守り体制の整備に関する検討
- ・ボランティア人材の発掘（学習支援・見守り・食事）に関する検討
- ・放課後（土・日・祝日）見守り支援についての検討
- ・夏休み、冬休みを活用した学習支援、見守り支援についての検討

○施設のフリースペース、機能を有効活用した取り組み

- ・サマースクールについての検討
- ・中庭コンサートについての検討
- ・清掃ボランティア受け入れについての検討（※野尻小児童クラブ）

② 地域共同体事業への参画

○小林市社会福祉法人連絡会

- ・ふれあい交流食堂開催のための法人間の連携
- ・フードバンク事業に関する取り組み
- ・ボランティア人材バンク事業
- ・小林市内小中学校の福祉教育への協力
- ・福祉のしごと就職相談・面接会の開催
- ・「福祉人材確保へ向けた検討」((file:///D:/0?.? 参照 2023年3月8日))

3) 生活困窮者自立支援事業「みやざき安心セーフティーネット事業」促進にむけた検討

○民生委員会、教育機関（学校、幼・保育園）との連携

○総合相談窓口（ステッカー配布事業）の実施

- 広報活動についての検討
- 先進地視察
- 生活困窮者の実態把握
 - ・生活困窮支援ネットワーク会議との連動
- 地域福祉コーディネーター連絡ネットワークの構築（専門職ネットワーク）
 - ・生計困難者に対する相談援助事業の検討
- 現物給付に関するマニュアル、対応方法についての検討
 - ・法人の機能を活用し食事や寝床の提供等

9. 令和5年度整備計画

- I C T の拡充
 - ・バーカード自動送信システム
 - ・インカム導入
- フードカッター
- 発電機（8台）